

科研費に応募可能な職名一覧

雇用区分	職 名 等	登録区分
役員	学長、理事（常勤）	—
常勤職員	教員（教授、准教授、講師、助教）	学長及び部局等の 長の下承を必要と しない職名
*については、非常勤職員 を含む	特別荣誉教授	
	テニュアトラック教員（テニュアトラック准教授、テニュアトラック講 師、テニュアトラック助教）	
	プロジェクト教員*（プロジェクト教授、プロジェクト准教授、プロジェ クト講師、プロジェクト助教）	
	プロジェクト研究員*	
	外国人研究員	
	技術職員・技術専門職員	
	特任教員*（特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教）	所属（部局）長の 下承を得たうえ で、学長の下承を 得るために登録申 請書（様式2）を 提出する必要のあ る職名等
	寄附講座教員*、寄附研究部門教員*（寄附講座教授、寄附講座准教授、 寄附講座講師、寄附講座助教 など）	
	ジョイントリサーチ講座教員*、ジョイントリサーチ部門教員*（ジョイ ントリサーチ講座教授、ジョイントリサーチ講座准教授、ジョイントリ サーチ講座講師、ジョイントリサーチ講座助教 など）	
	特任研究員*	
	メディカルフェロー*	
	薬剤師	
	保健師・助産師・看護師・准看護師	
	臨床検査技師	
	診療放射線技師	
	理学療法士	
	作業療法士	
	臨床工学技士	
	栄養士	
	視能訓練士	
	歯科技工士	
	歯科衛生士	
	言語聴覚士	
	医療ソーシャルワーカー（社会福祉士）	
	臨床心理士	
	病理細菌技術職員	
	医療技術職員	
	統合研究機構長または統合イノベーション機構長が特に認める者	※注意⑥
	学長が特に認める者	※注意③
非常勤職員	医員	所属（部局）長の 下承を得たうえ で、学長の下承を 得るために登録申 請書（様式2）を 提出する必要のあ る職名等
	レジデント	
非常勤講師	非常勤講師 ※注意④	
受入研究者	日本学術振興会特別研究員	※注意⑤

注意事項

- ① 科研費を含む**外部資金で雇用されている者**は、『雇用元の業務に専念する義務』があるので、登録にあたっては事前に統合研究機構担当者に相談すること。また、学生の身分（大学院生を含む）を有する者については、日本学術振興会特別研究員を除き、原則として、応募資格を付与しない。
- ② 登録区分が「学長及び所属（部局）長の下承が必要」とされる者は、**雇用条件等で科研費による研究を行うことが職務の一環として認められる場合**であって、かつ、**科研費による研究の時間が確保できる**者に限る。
- ③ 科研費に応募可能な職名一覧に無い常勤職員のうち、優れた研究業績のある研究者であり、且つ、学長が特に認める者に限る。
- ④ 非常勤講師については、本学の研究活動に実際に従事できることを示すため、誓約書（様式5）を学長に提出しなければならない。
- ⑤ 日本学術振興会特別研究員については、「国立大学法人東京医科歯科大学における独立行政法人日本学術振興会特別研究員取扱要項」に定める手続きを行うこと。研究活動スタート支援への応募は不可。
- ⑥ 科研費に応募可能な職名一覧に無い常勤職員のうち、応募事業の特性に応じ、研究支援を行う者（URA 等）の参加が必要な場合であり、且つ、統合研究機構長または統合イノベーション機構長が認める者に限る。